

食安輸発0701第2号
平成26年7月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(米国産セロリのビフェントリン、ニュージーランド産グリーンピースのハロキシホップ、セルビア産おうとうのフルトリアホール、中国産にらのホキシム及びさといも(タロイモ)のクロルピリホス)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号(最終改正:平成26年6月24日付け食安輸発0624第4号)に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体による収去検査の結果、米国産生鮮セロリにおいて、また、輸入時のモニタリング検査の結果、ニュージーランド産冷凍グリーンピースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加(ただし、米国産セロリについては別表第2のみ追加。)します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からセルビア産おうとうのフルトリアホールの項を削除し、別表第3から中国産にらのホキシムの項を削除し、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産さといも(タロイモ)のクロルピリホスの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成26年7月1日	米国	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ビフェントリン)	
平成26年7月1日	ニュージーランド	グリーンピース及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ハロキシホップ)	TALLEY'S GROUP LIMITED